



松浦地域(松浦市・福島町・鷹島町)

第2号

2004.11.15発行

合併協議会 だより

編集：発行 松浦地域合併協議会事務局 松浦市志佐町里免365番地（松浦市役所 2階）
TEL 0956-72-1111（松浦市役所代表） FAX 0956-72-4771
ホームページ http://www16.ocn.ne.jp/~m_gappei/ E-mail matsugappei@wine.ocn.ne.jp



第2回松浦地域合併協議会が10月14日（木）福島町社会福祉センターで開催され、
【条例規則】、【各種団体への補助金・交付金】、【各市町の慣行】、【町・字の区域及び名称】、【行政区の名称及び所管区域】の取扱いを提案し、
条例規則、町・字の区域及び名称、行政区の名称及び所管区域の取扱いについては、当日確認。
その他については、継続協議となりました。

第3回松浦地域合併協議会が10月26日（火）松浦市役所 市民ホールで開催され、
【財産債務】、【新市建設計画(その2)】、【議会議員(その1)】、【農業委員会委員】、
【一般職】、【特別職】、【広報・広聴】、【人権】、【地域間交流】の取扱いを提案し、
各種団体への補助金・交付金、各市町の慣行、議会議員の定数及び任期(その1)、広報・広聴、
人権、地域間交流事業の取扱いについて、確認。
その他については、継続協議となりました。

第二回協議会の内容

十月十四日

福島町社会福祉センター

報告事項

【報告第一号】

●松浦地域新市建設計画策定に係るアンケート調査分析結果の報告について

▼松浦地域の現状や住民意識を把握し、合併協議会で策定する「新市建設計画」の参考にすることを目的に実施しました。

アンケートについては、平成十四年十一月に北松浦一市五町で実施した調査から、松浦市、福島町、鷹島町分のみを抽出、再計算し、当地域の傾向を分析しています。

本来であれば前回同様のアンケートを行うことが、望ましいのですが、アンケートを行う時間がないのと、当地域の情勢は、二年前とほとんど変わりなく、経費の節約という点から、その結果をもとに再分析を行っています。

(アンケート調査分析結果

の概要を7ページ以降に記載しています。)

主な意見等

要望

- ・ 将来、西九州自動車道が開通した場合等、県境を超えた(福岡市など)連携が必要である。
- ・ 松浦市、福島町、鷹島町は、地理的な条件から行政、農協、漁協関係を除くと一般的な交流の機会がほとんどない。色々な面で交流の機会を作り、それを進める施策を講じてほしい。
- ・ 人の流れは非常に重要である。交通体系の充実を望む。
- ・ 地域の将来を担う、中・高校生のアンケート結果を特に重要視してもらいたい。
- ・ 子供たちが一市二町に住んで大人から支えられていることを実感できるような少子化対策、子育て支援を考えていただきたい。
- ・ 住民は行財政経費の削減を期待しているが、当地

域の合併は地理的に条件が不利な地域と考える。国、県に対し、特別な財政措置の要請を行うべき。

等様々な意見が出されま



議決事項

【議案第一号】

●合併協議会小委員会規程の一部改正について

▼小委員会の傍聴については、委員長の許可を得ればならない旨の規定を加え、規程の一部を改正しました。

協議事項(新規)

【協議第六号】

●条例、規則等の取扱いに関する事

▼条例は、地方公共団体が定める法の形式で、法令に違反しない限りにおいて、条例を定めることになっていきます。

合併に伴い現在の各市町の条例、規則等が使えなくなるために、各協定項目の調整内容をもとに合併後の事務に支障がないよう、整備することで、協議確認されました。

《提案内容》

◎各協定項目の調整内容をもとに、合併後の事務事業に支障のないように調整し、整備するものとする。

【協議第七号】

●各種団体への補助金、交付金等の取扱いに関する事

▼地方公共団体は、公益上必要がある場合は、寄付又は補助ができません。

松浦市、福島町、鷹島町においても、それぞれの施策として各種の団体に対し、補助金等の財政的支援を行い、地域の振興を図っています。

その中でも運営費的な補助金の取扱いについて提案し、継続協議となりました。

【協議第八号】

●各市町の慣行の取扱いに関する事

▼市町章、木、花、歌等それぞれ市のシンボルとして、地域の特性と住民の思いを象徴するものとして制定されています。

新しい市への期待や、地域住民の連帯感を醸し出すためにも制定することが望ましいと思われま



【協議第九号】

●町、字の区域及び名称の取扱いに関する事

▼町、字の名称については長年にわたって住民に慣れ親しんでいることを考慮し、新市発足時にはできるだけ支障がないように取扱うために、現行のとおりとすることを協議確認されました。

〈提案内容〉

◎町、字の区域については、現行のとおりとする。

◎字の区域の名称については、松浦市の現行町名と、福島町、鷹島町の現行の町名の後に現行の各字名を続けて表記する。

※新しい市の区域の表示

・松浦市の場合

松浦市志佐町里免△△番地

・福島町の場合

松浦市福島町塩浜免△△番地

・鷹島町の場合

松浦市鷹島町中通免△△番地

(福島町、鷹島町については、「北松浦郡」と表記していたところが「松浦市」となり、以下に続く町名、字名は現行のとおりとなります。)



【協議第十号】

●行政区の名称及び所管区域の取扱いに関する事

▼行政区とは、通常「町内会」、「自治会」といわれるもので、長い間地区住民に慣れ親しんでいる組織です。また、情報の伝達等行政運営上必要不可欠な存在でもあることから、新市発足時にはできるだけ支障がないよう、現在の行政区はそのままとし、住民の意向も視野に入れたところで、必要

に応じて合併後調整するということで、協議確認されました。

〈提案内容〉

◎行政区の名称及び所管区域については、現行のとおりとし、必要に応じて合併後調整する。

【福島町内現地視察】

第二回協議会終了後、合併協議にあたりお互いの市や町をよく理解しようとの提案から、福島町内の主な公共施設を視察しました。



土谷棚田(棚田百選認定)を望む

- ・ LPG 国家備蓄基地
- ・ 土谷棚田
- ・ 車エビ養殖場

第三回協議会の内容

十月二十六日

松浦市役所 市民ホール

協議事項(継続)

【協議第七号】

●各種団体への補助金、交付金等の取扱いに関する事

▼前回からの継続協議となっていました。各種団体の補助金等については、次のとおり確認されました。

〈提案内容〉

◎各種団体への補助金・交付金等については、従来からの経緯、実情、公共的必要性、公平性に配慮し、新市において調整する。ただし、平成十七年度については、旧市町の例による。

くは上がっているのか？

答え

・補助金については、それぞれの自治体で常々見直しをやっており、現状維持もしくは、減少傾向にあります。

質問

・民生児童委員協議会の活動内容は？市と町で補助金額の差があるのは？

答え

・法に基づき設置される協議会に関係市町ほとんど活動内容に差はありません。

また補助金額の差については、会費金額の差など歳入の内容がそれぞれ異なっているためです。

要望

・各自治体それぞれの団体に対し、公平性に配慮して交付されていると理解します。金額は違うが地域の意見を聞きながら、むやみやたらに減額

主な質疑等

質問

・現在一市二町補助金については、減少傾向にあるのか？それとも維持もし

しないでほしい。

【協議第八号】

●各市町の慣行の取扱いに関する事

▼前回からの継続協議となつていました、各市町の慣行の取扱いについては、次のとおり確認されました。

【提案内容】

◎市章については、合併までに調製し、合併時に制定する。

◎市町の木、花、歌並びに市町民憲章、市町民表彰、官印、市町主催の行事については、合併後調整する。
◎名誉市町民制度については、合併後に制定する。ただし、すでにその称号を贈られている各名誉市町民については、これを新市に引き継ぐ。

主な質疑等

質問

・住民の多くは、行政経費

の削減を期待している。

市章等変えたときにどの位の経費がかかるのか？

判断基準の一つとして示してほしい。

答え

・大まかな見積りですが、市章や、旗等を変える場合、松浦市の例で行けば、二百三十万円程度かかると、総額で四百三十万円程度の経費を見込んでいます。

質問

・公募の方法について。関係市町の地域住民に応募者を限定する考えはないのか？

答え

・その方法については、協議会委員の意見を参考にしたい。

質問

・公募をされるのであれば、専門的な業者に頼んではどうか？公募がなじむも

のかどうかについても検討してほしい。

答え

・公募、もしくは委託するのかどうかについては、公募方法も併せたところで幹事会及び専門部会で検討させてほしい。

協議事項（新規）

【協議第十一号】

●財産及び債務の取扱いに関する事

▼市町村の境界の変更等により、財産の処分を必要とするときは、関係市町が協議して定める。と法律上の規定があります。財産の定義については、次の表のとおりです。
財産の問題は、住民の関心の高い項目であること、更には基金の目的等を記載した資料を作成してほしいといった要望も出され次回詳しく協議されます。

「財産及び債務の取扱いに関する事」参考資料



【協議第十二号】

●新市建設計画の作成に関すること(その二)

▼合併市町のまちづくり全般の基本となる計画のキヤッチフレーズを次のとおり提案しました。

「産業創造！次代へ漕ぎ出す海都松浦市」
 サブタイトルとして、
 「自然のめぐみを活かした個性」さらめく
 「交流(ふれあい)」
 と「めぐもり」のあるまちづくり」としています。

海のイメージが強く、農業、商工業、観光等についても取り入れてほしいといった意見等が出されました。各意見については、策定協議の中で反映されていくこととなります。

【協議第十三号】

●議会議員の定数及び任期の取扱いに関すること(その一)

▼当地域の合併方式は、新設(対等)合併であるた

めに、議会議員もその他の特別職同様に失職することになります。

しかし、合併特例法の中には、議会議員の定数を最初の任期に限り増員することができる。定数特例。や、合併後最長2年新市の議員として在任できる。在任特例。といった制度も設けてあります。市町村合併により行財政の基盤の強化を図り、更には建設計画策定に係る一般世帯のアンケート結果でも行政経費の節減が第一位となっていることから、次のとおり提案確認がされました。

《提案内容》

◎議会議員の定数及び任期については、市町村の合併の特例に関する法律第六条及び第七条の特例は適用せず、設置選挙を実施する。

◎議会議員の定数は、二十六人以内で協議により定める。

◎選挙区の採用の有無及び選挙区の定数は

協議により定める。

※定数、選挙区の設置の有無及び選挙区の定数の詳細については、次回以降詳しく協議されます。

【協議第十四号】

●農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関すること

▼当地域の合併方式は、新設(対等)合併であるために、農業委員会委員もその他の特別職同様に失職することになります。

農業委員会の業務は、農地の権利移動、転用、各種証明書の発行が主であり、その許認可の審議ができなくなるために、直接的に住民の権利に関する課題です。

また、農業委員会という職務権限に変わる機関がないため、業務を滞ることなく、住民サービスを提供するにあたって、農業委員会の選挙による委員は合併後三ヶ月間在任することや、在任終了後の選挙による委員の定数及び選挙区の設置につ

いて提案され、次回詳しく協議されます。

今後の退職者数や、給与の体系、諸手当等の状況を詳しく知りたいといった質疑が行われ、次回詳しく協議されます。



【協議第十六号】

●特別職の議員の身分の取扱いに関すること

▼合併をすると松浦市、福島町、鷹島町の法人格は消滅し、関係市町の市・町長、助役、収入役、教育長等身分を失うこととなります。

新しい市長については、合併後五十日以内に行われる選挙により選出され、新しい市長が新市の議会の同意を得て、助役、収入役が選任されることとなります。法令に定めのある定数や任期等を除き、報酬の調整方法を含めたところで、次回詳しく協議されます。

【協議第十五号】

●一般職の職員の身分の取扱いに関すること

▼一般職の職員は、合併関係市町村の協議により引き続き合併市町村の職員として身分を保有するよう措置しなければなりません。と法に定められております。

【協議第十七号】

●広報、広聴の取扱いに関する事

▼関係市町の行政情報や地域内の行事等を広報紙により定期的に情報の提供を行っています。

議会だよりについても同様です。

新市においても、同様に広報紙を発行すること等、次のとおり提案し、確認されました。

《提案内容》

- ◎広報紙は原則として毎月一回、議会だよりは年四回発行することとし、内容や配布方法については、合併までに調整する。
- ◎その他の広報については、合併後調整する。
- ◎広聴関係については、合併後調整する。

【協議第十八号】

●人権関係の取扱いに関する事

▼人権・同和については、各市町ポスターの掲示や、広報による啓発活動が行

われています。また、人権相談所の開設等大きな違いはありません。

男女共同参画等については、松浦市において今後懇話会の設置を検討されており、次のとおり提案し、確認されました。

《提案内容》

- ◎人権・同和に関する行政については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- ◎男女共同参画・女性行政関係については、合併後調整する。

【協議第十九号】

●地域間交流関係の取扱いに関する事

▼関係市町それぞれ姉妹市町の交流や、国際交流等个性的で魅力的なまちづくりを目指して多様な事業を実施しています。

地域間の交流や国際親善は新市においても重要な課題であることから、次のとおり提案し、確認されました。

《提案内容》

- ◎姉妹市町及び各種交流事業については、相手先の意向を確認した上で新市に引き継ぎ、交流のための制度は、合併後調整する。
- ◎国際交流については、現行のとおり新市に引き継ぎ、交流のための制度は合併後調整する。



協議会開催のお知らせ

第5回合併協議会	第6回合併協議会
○日時 平成16年11月25日（木） 午前10時から	○日時 平成16年12月8日（水） 午前10時から
○場所 鷹島町スポーツ・文化交流センター	○場所 福島町社会福祉センター
協議会は、一般の方も傍聴できます。お気軽にお出かけください。 日時、会場は都合により変更する場合があります。詳しくは合併協議会事務局まで。	

松浦地域1市2町の新しいまちづくりに関するアンケート調査分析結果の概要

松浦地域の現状や住民意識などを把握し、合併協議会において策定する新市建設計画の参考にすることを目的に、平成14年11月に北松浦地域1市5町（松浦市、北松浦郡田平町、福島町、鷹島町、江迎町、鹿町町）住民を対象に行われたアンケート調査を基に、松浦市、福島町、鷹島町分のみを抽出・再集計し、松浦地域1市2町の傾向として把握するために再度分析を行ったものです。

なお、分析結果の詳しい内容については、協議会のホームページに掲載する予定です。

1. アンケート調査対象

- 一般世帯調査：域内居住世帯 ●高校生調査：域内居住高校生 ●中学生調査：域内居住中学生

2. 回収率

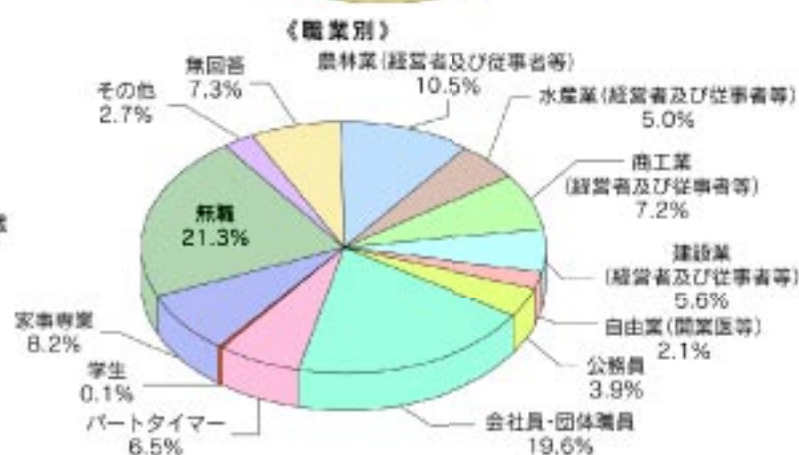
アンケート配布・回収状況

※回収数と有効回収数の差は白票等除いた分

		配布数	総回収数	有効回収数	回収率(/総数)	回収率(/有効数)
1市2町	一般	9,609	6,780	6,416	70.6	66.8
	高校	1,160	804	780	69.3	67.2
	中学	1,085	1,000	993	92.2	91.5
松浦市	一般	7,417	5,080	4,827	68.5	65.1
	高校	923	598	578	64.8	62.6
	中学	876	797	792	91.0	90.4
福島町	一般	1,170	964	905	82.4	77.4
	高校	134	128	125	95.5	93.3
	中学	123	121	121	98.4	98.4
鷹島町	一般	1,022	736	684	72.0	66.9
	高校	103	78	77	75.7	74.8
	中学	86	82	80	95.3	93.0

3. 回答者の内訳（一般世帯）

○男女別では若干、男性の割合が高くなっていますが、大きな偏りはなく、本アンケートはバランスのとれた結果になっていると考えられます。回答数 6,416



4. 松浦地域で自慢できるもの（一般世帯）

- 「新鮮な水産物」「山の緑や水の豊富さ」「新鮮な野菜やくだもの、米などの農産物」などが多くあり、「海のきれいさ」などこの地域の天然資源が住民にとって大きな誇りとなっています。
- 松浦市は「山の緑や水の豊富さ」が相対的に多くなっています。
- 福島町は「静かな住みやすいまち」「田園の風景」「人情味のある土地柄」が相対的に多くなっています。
- 鷹島町は「新鮮な水産物」「文化的・歴史的遺産」が相対的に多くなっています。



5. 日常生活・行政サービスなどの現状に対する満足度、施策の優先度

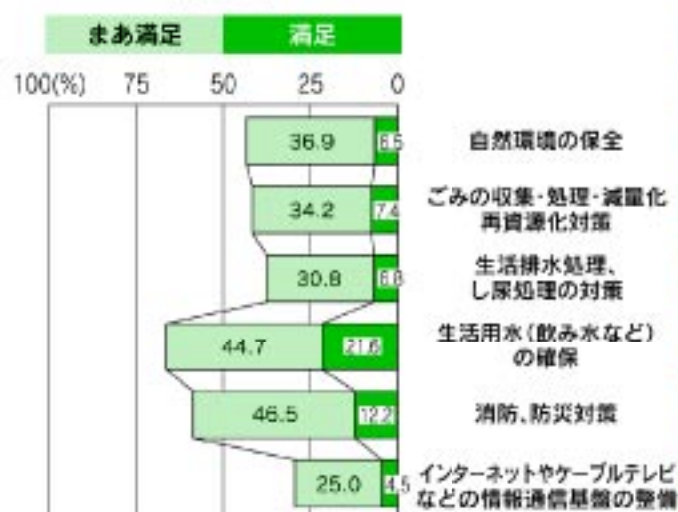
（1）一般世帯における満足度と優先度

①社会基盤に関する項目

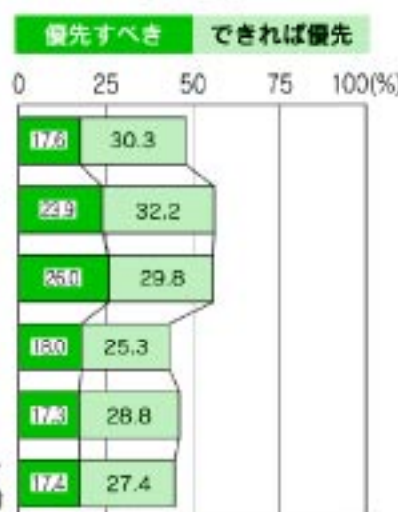


②生活環境に関する項目

<満足度>



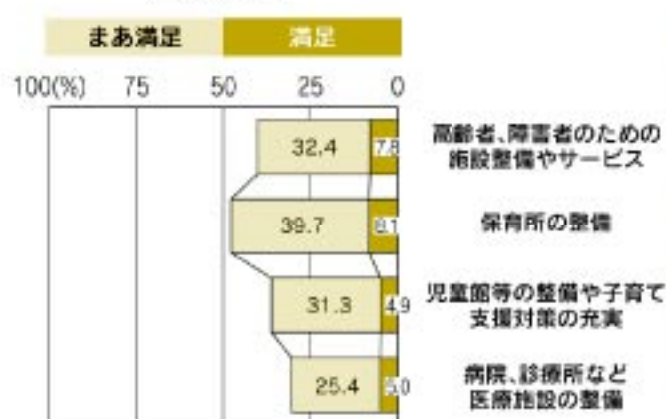
<優先度>



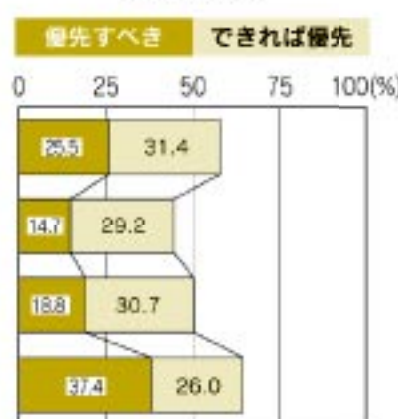
○満足度については概ね高くなっていますが、「情報通信基盤の整備」は低くなっています。
○施策の優先度については、「ごみ対策」「生活排水、し尿処理対策」など衛生面での回答が多くなっています。

③福祉・保健・医療に関する項目

<満足度>



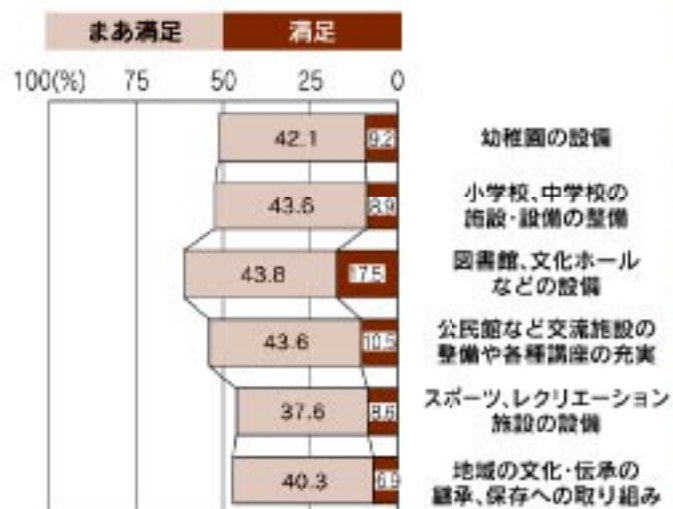
<優先度>



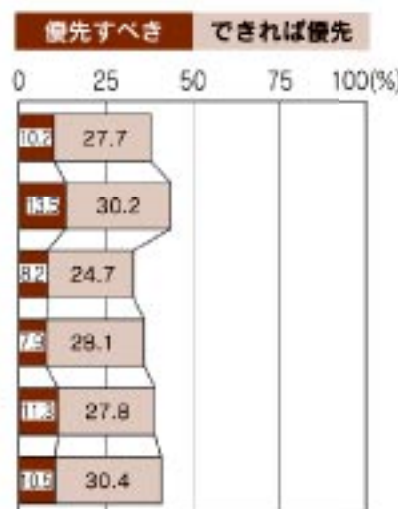
○施策の優先度としては、「病院、診療所など医療施設の整備」や「高齢者、障害者のための施設整備やサービス」などが高くなっています。

④教育・文化に関する項目

<満足度>



<優先度>

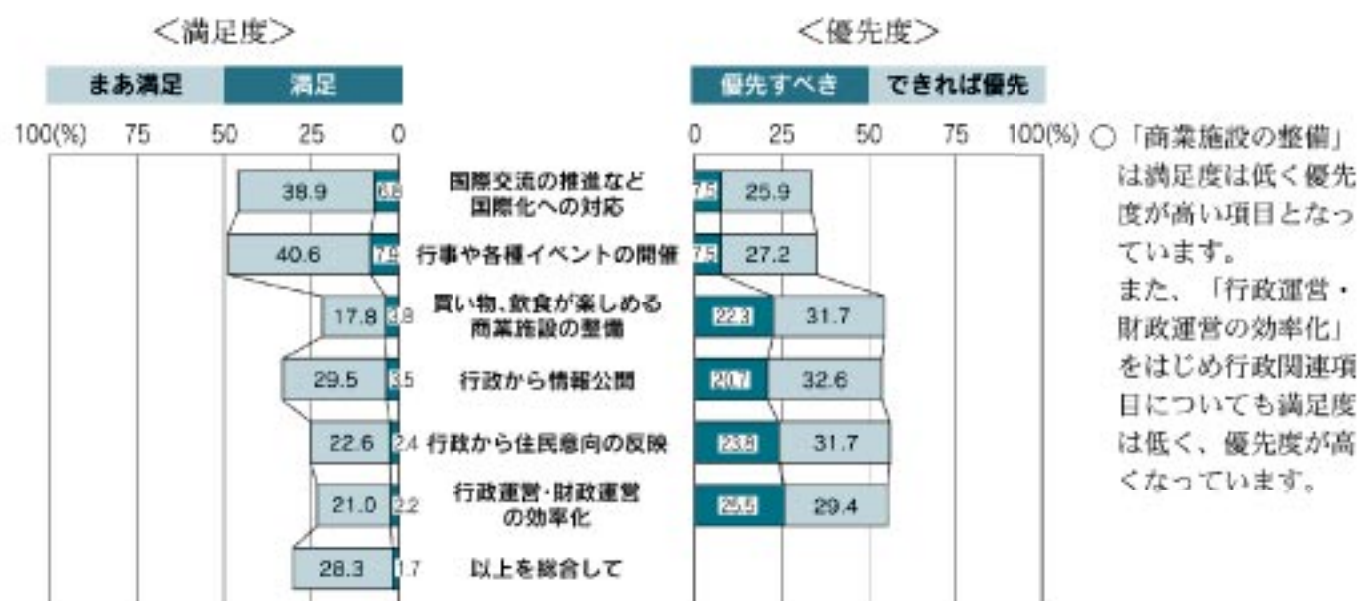


○他の項目に比較して、全体的に満足度は高い項目となっています。

⑤産業の振興に関する項目



⑥交流・その他の項目

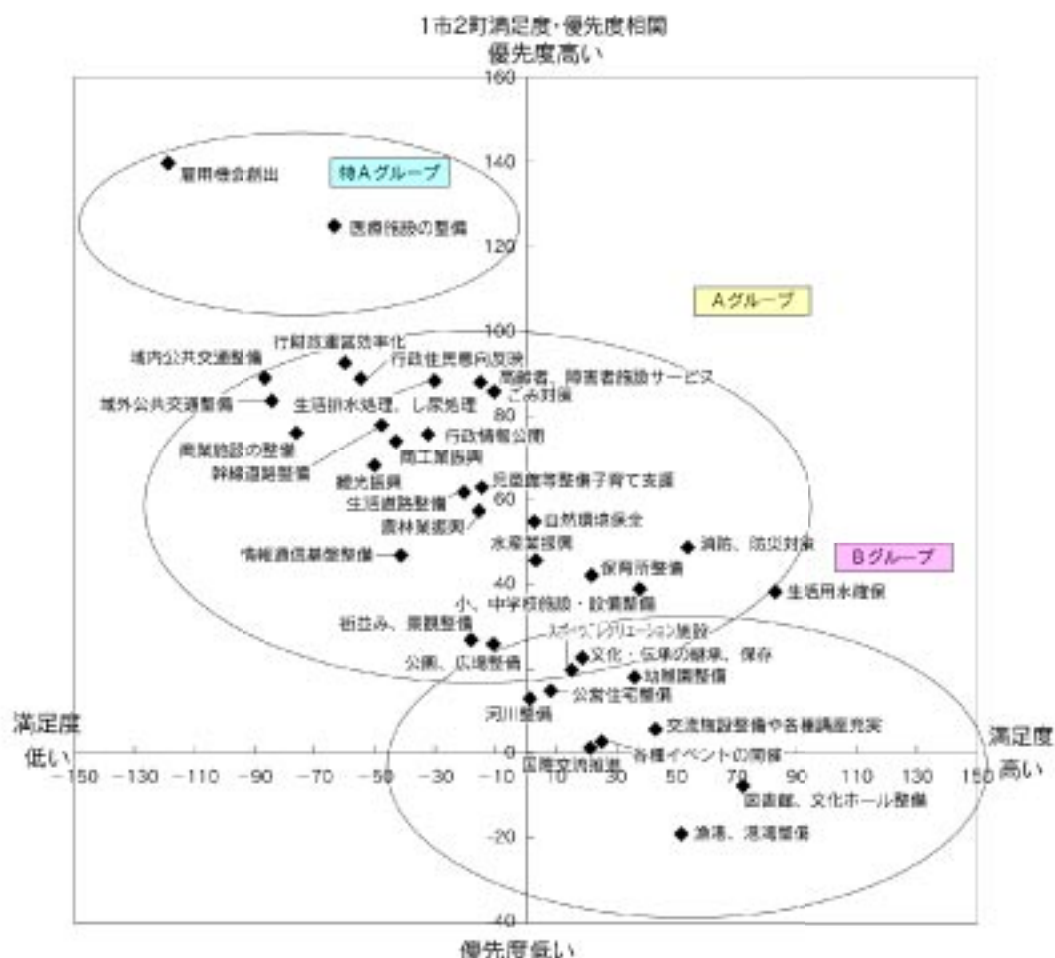


(2) 「現状に対する満足度」と「施策・事業の優先度」の総合評価

①1市2町（一般世帯）

満足度と優先度をポイント化してみると、これまでみてきた設問項目は、概ね3つのグループに分かれます。

- 特Aグループとは、現状の満足度が極めて低く、今後の優先度が極めて高い項目であり、「雇用機会の創出」「医療施設の整備」が該当します。
- Aグループとは、現状の満足度が低く、今後の優先度が高い項目であり、「行財政運営効率化」「行政情報公開」「行政への住民意向の反映」「域内の公共交通整備」「域外との公共交通整備」「高齢者、障害者施設サービス」「商業施設の整備」「商工業振興」「観光振興」「幹線道路整備」「生活道路整備」「農林業振興」「水産業振興」「情報通信基盤整備」などが該当します。
- Bグループとは、現状の満足度は比較的高く、今後の優先度も低い項目であり、「漁港、港湾整備」「河川整備」「図書館文化ホール整備」「公営住宅整備」「交流施設整備や各種講座充実」などが該当します。
- グラフの左上に行くほど不満があり、施策の優先度が高いといえます。

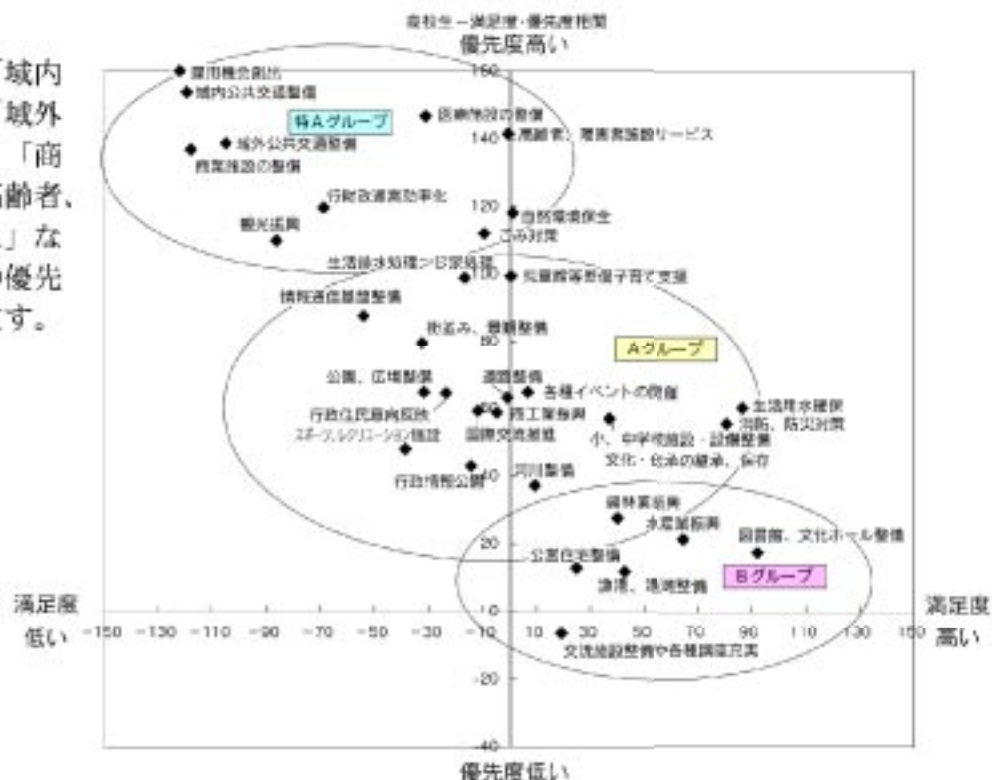


※ポイント化の方法

- ・各項目の満足度のポイントは、「満足」に3点、「まあ満足」に1点、「やや不満」に-1点、「不満」に-3点として、それぞれ回答者比率に点数を乗じ、項目毎に合計したものです。
- ・同様に各項目の優先度のポイントは、「優先」に3点、「できれば優先」に1点、「あまり優先しなくてよい」に-1点、「優先しなくてよい」に-3点として、それぞれ回答者比率に点数を乗じ、項目毎に合計したものです。

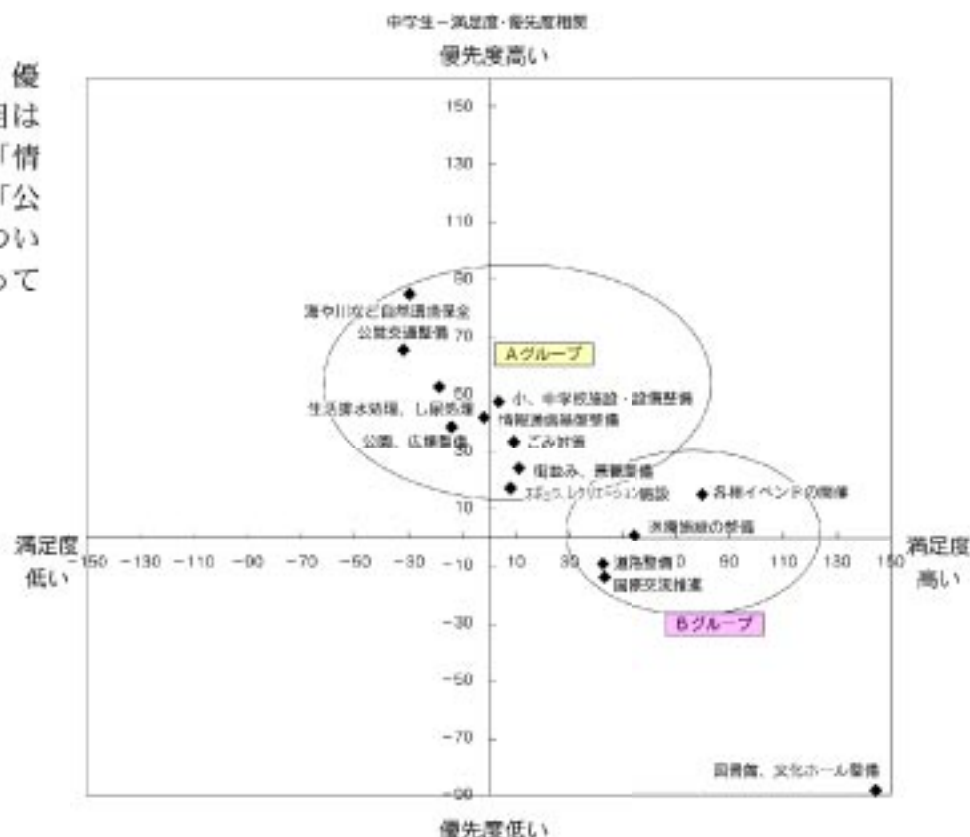
⑤高校生

○一般世帯と比べ、「域内の公共交通整備」「域外との公共交通整備」「商業施設の整備」「高齢者、障害者施設サービス」などについて、施策の優先度が高くなっています。



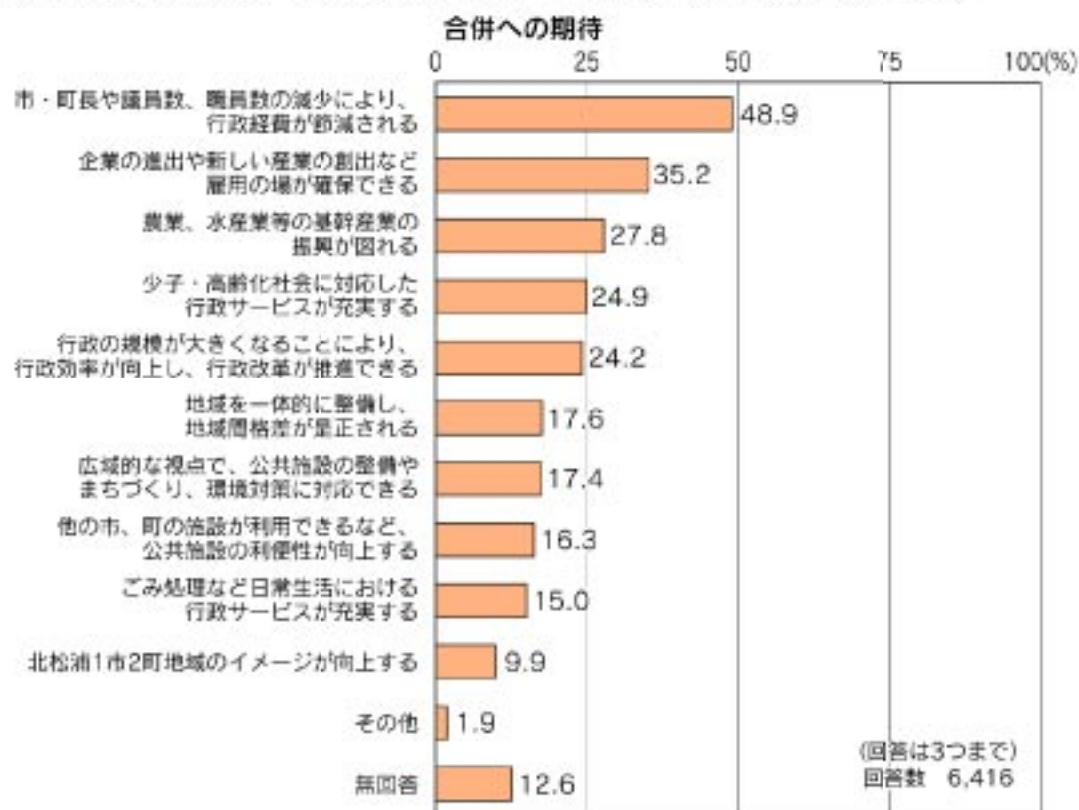
⑥中学生

○満足度が極めて低く、優先度が極めて高い項目はありませんでしたが、「情報通信基盤の整備」「公共交通整備」などについて、優先度が高くなっています。



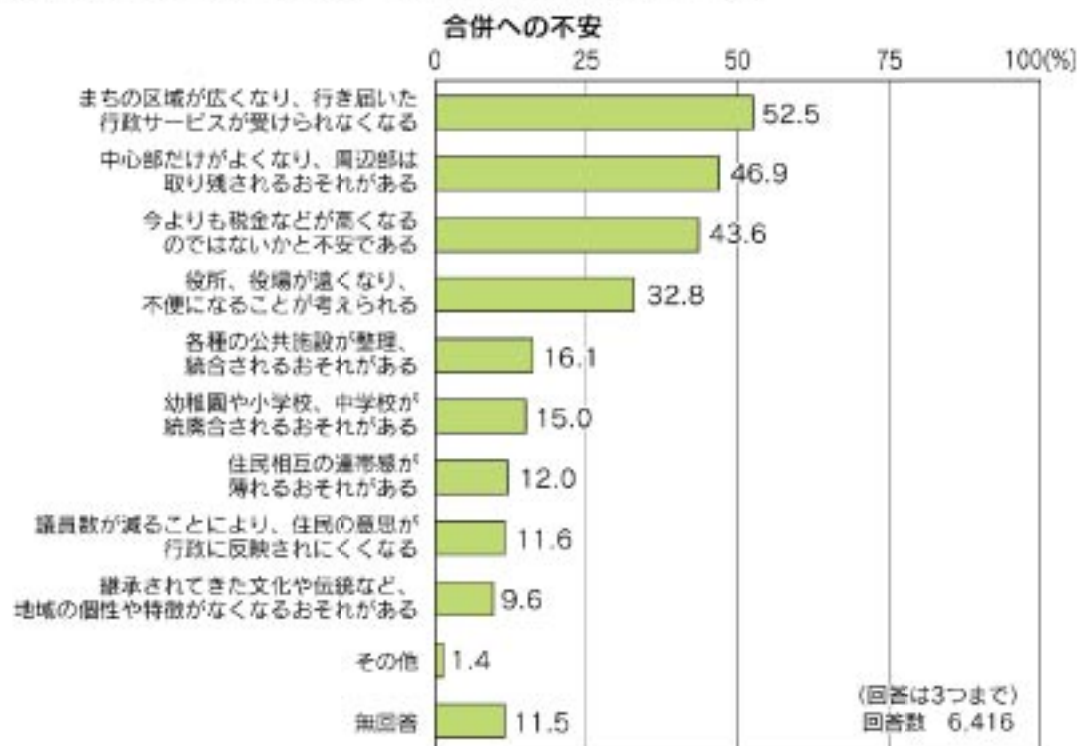
6. 合併に対し期待すること (一般世帯)

○「市町長や議員数、職員数の減少により、行政経費が節減される」が最も期待されており、「産業の創出など雇用の場が確保できる」「農業、水産業等の基幹産業の振興が図られる」「少子・高齢化社会に対応した行政サービスが充実する」といった回答が多くなっています。



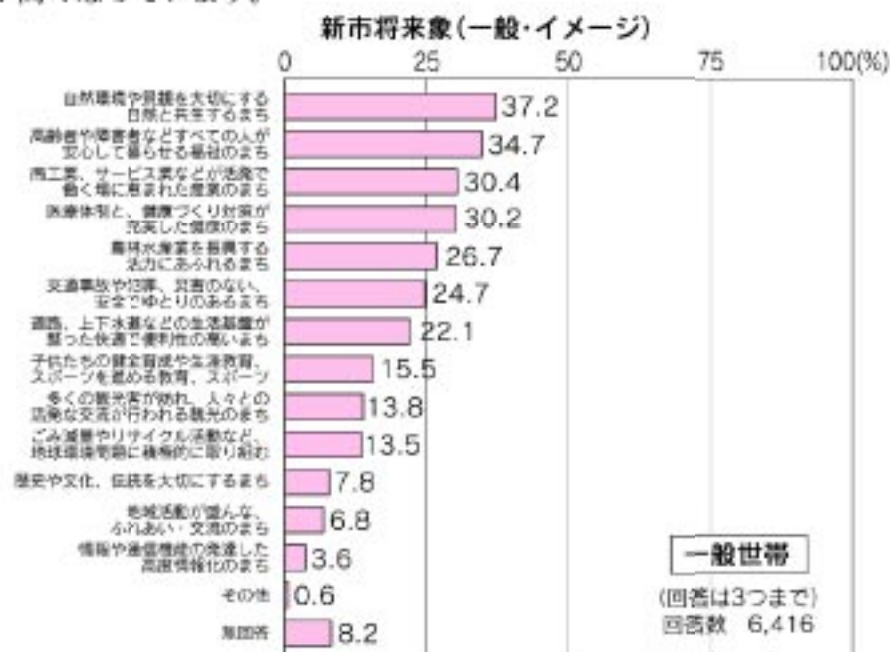
7. 合併に対し不安なこと（一般世帯）

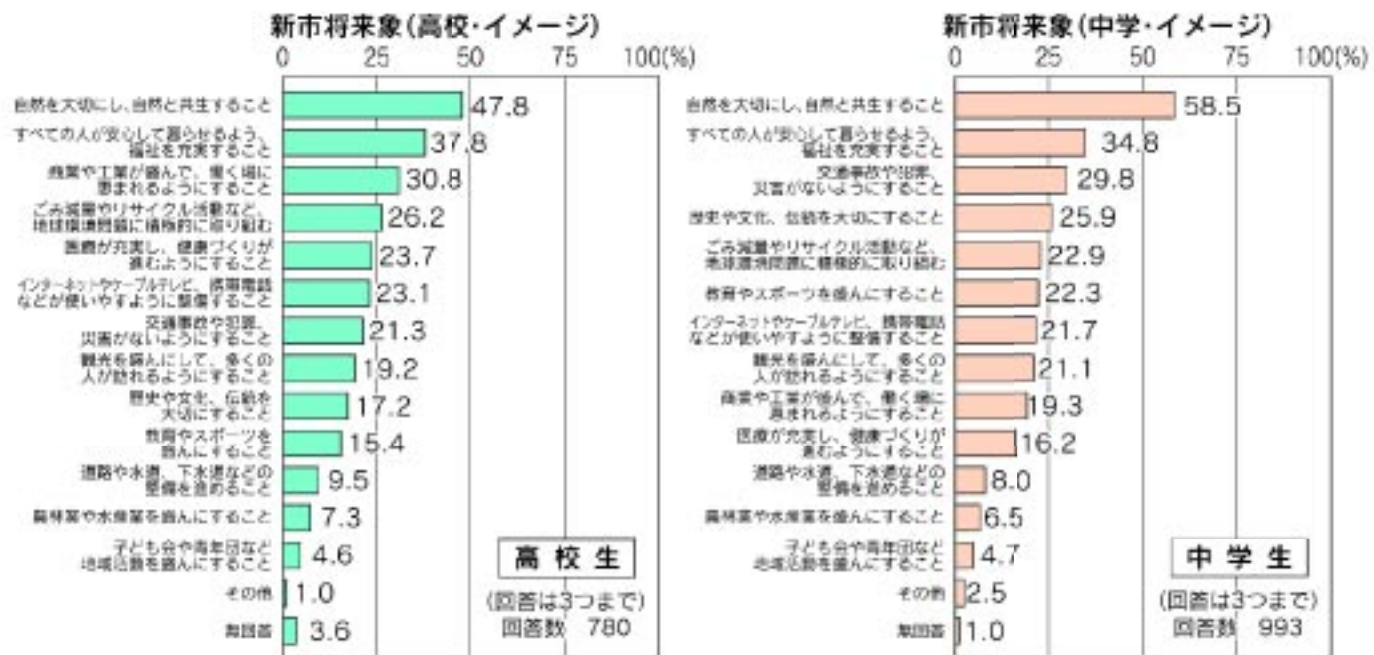
- 「行き届いた行政サービスが受けられなくなる」「中心部だけがよくなり、周辺部は取り残されるおそれがある」「今よりも税金などが高くなるのではないかと不安である」「役場、役所が遠くなり、不便になることが考えられる」への回答が多くなっています。



8. 合併後の新しい市の将来像

- 「自然環境や景観を大切に自然と共生するまち」「高齢者や障害者などすべての人が安心して暮らせる福祉のまち」「商工業、サービス業などが活発で働く場に恵まれた産業のまち」への回答が多くなっています。
- 高校生も、全世帯と同様の傾向にあります。「インターネットやケーブルテレビ、携帯電話などが使いやすいように整備すること」が全世帯回答に比べ回答割合が高くなっています。
- 中学生は、「自然を大切に、自然と共生すること」が特に多くなっており、また、高校生と同様、「インターネットやケーブルテレビ、携帯電話などが使いやすいように整備すること」が全世帯回答に比べ回答割合が高くなっています。





9. 松浦地域への居住意向

(1) 居住意向

①一般世帯

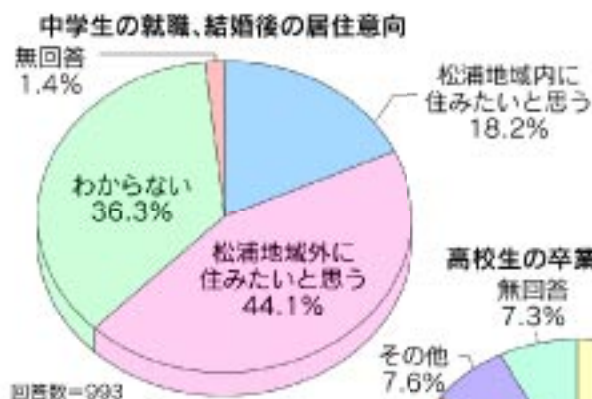
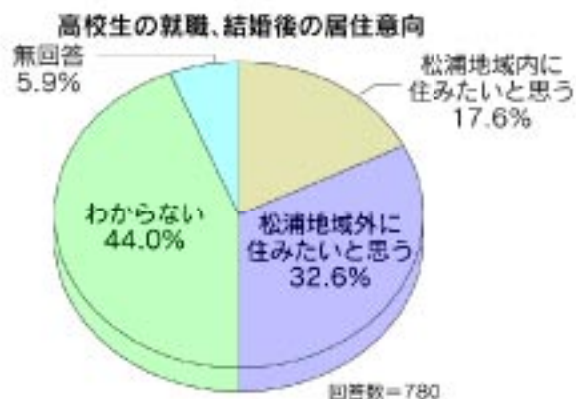
- 「住み続けたい」「おそらく住み続ける」を合わせた居住意向を示している住民は9割近くと多く、現在住んでいる地域への愛着は高くなっています。
- 鷹島町は「住み続けたい」が過半数となっています。

永住の意向(%)

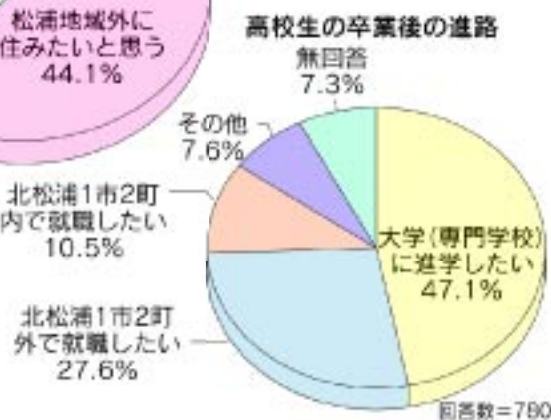
住み続けたい	できれば住み続けたい	おそらく転出する	転出が決まっている	無回答
48.1%	41.4%	5.0%	0.9%	4.6%

②高校生・中学生

- 高校生、中学生とも「住みたい」は2割未満となっており、全世帯に比べて大幅に低い割合となっています。将来的に転出を考えている生徒は高校生で3割以上、中学生で4割以上と転出意向が強くなっています。



- 高校生の進路予定については進学希望が5割近くとなっていますが、就職希望者では3割近くが松浦地域外で就職したいと回答しています。



(2) 住みたい理由

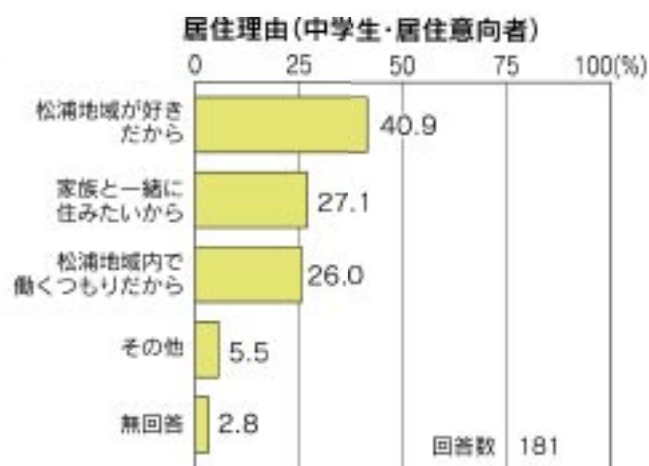
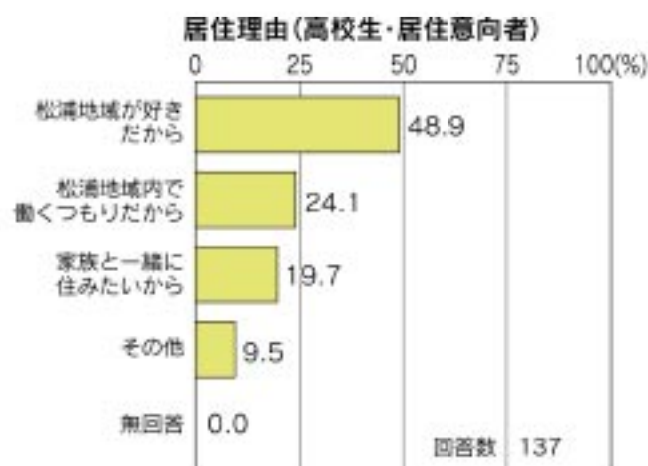
①全世帯

○「家族・家屋・財産がある」との回答が7割近くを占め、最も多くなっています。

仕事がある	生活に満足	家族・家屋・財産がある	その他	無回答
17.4%	5.1%	67.8%	3.4%	6.2%

②高校生・中学生

○高校生、中学生とも「松浦地域が好きだから」が4割以上となっています。



(3) 転出する(予定を含む)理由

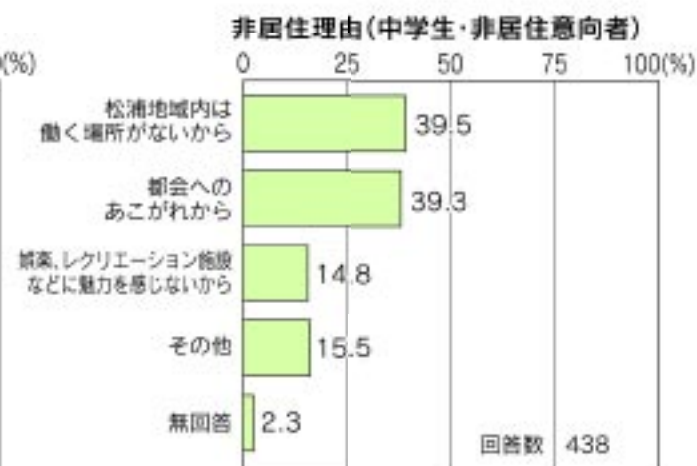
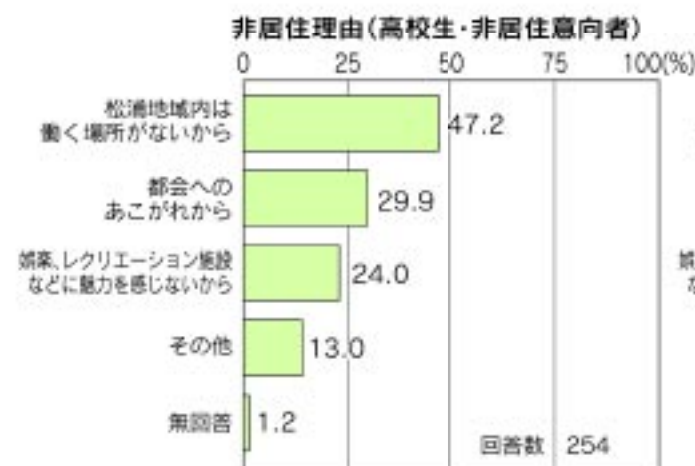
①全世帯

○「仕事上一時的に住んでいるだけ」が4割を超え最も多く、また、「生活に不満」も2割近くとなっています。

仕事上一時住んでいるだけ	生活に不満	他の地域で仕事予定	他の地域へ進学予定	その他	無回答
50.0%	14.5%	12.4%	1.6%	12.1%	9.5%

②高校生・中学生

○高校生、中学生とも「働く場がないから」が4割前後と多く、中学生は「都会へのあこがれから」の回答も多くなっています。



協定項目の協議状況をお知らせします。

第3回合併協議会（平成16年10月26日）現在

△=未提案、□=協議中、◎=確認

協 定 項 目	内 容	協 議 状 況		
		未提案	協議中	確 認
1 合併の方式	新設（対等）合併・編入合併			◎
2 合併の期日	合併の期日	△		
3 新市の名称	新市の名称			◎
4 新市の事務所の位置	新市の事務所の位置			◎
5 事務機構及び組織の取扱い	新たな機構、組織の整備	△		
6 財産及び債務の取扱い	公有財産（庁舎、市町所有地等）、債権、基金等		□	
7 新市建設計画の作成	新市建設の基本方針、財政計画		□	
8 議会議員の定数及び任期	議会議員の定数及び任期		□	
9 農業委員会委員の定数及び任期	農業委員会委員の定数及び任期		□	
10 地方税	市町村民税、固定資産税、軽自動車税等の賦課徴収	△		
11 職員の身分の取扱い	一般職員の身分		□	
12 地域審議会の設置	旧市町での新市事務に係る審議会組織	△		
13 特別職の職員の身分の取扱い	特別職（市長、町長、助役、収入役、教育長、各種委員等）の身分		□	
14 条例、規則等の取扱い	新市の条例、規則等			◎
15 使用料、手数料の取扱い	施設等の使用料、税務・戸籍等の手数料	△		
16 公共的団体等の取扱い	商工会、観光協会、漁業協同組合、婦人会等	△		
17 各種団体への補助金、交付金等の取扱い	各市町が行っている補助金、交付金			◎
18 各市町の慣行の取扱い	市章、市の花木、市民憲章、各種宣言、各種催事等			◎
19 町、字の区域及び名称の取扱い	新市の町、字の区域及び名称			◎
20 国民健康保険制度の取扱い	国民健康保険の給付及び税の賦課徴収等	△		
21 行政区の名称及び所管区域の取扱い	行政区の名称及び所管区域			◎
22 電算システム関係の取扱い	各種電算システムの統一等	△		
23 一部事務組合等の取扱い	伊万里北松地域広域圏組合、松浦地区消防組合等	△		
24 広報、広聴関係の取扱い	広報紙、議会だより等の発行、広聴関係等			◎
25 情報公開関係の取扱い	情報公開制度	△		
26 消防、防災関係の取扱い	常備消防、消防団等	△		
27 人権関係の取扱い	人権、同和、男女共同参画、女性行政等			◎
28 納税関係の取扱い	納税報奨金、組織等	△		
29 各種福祉制度の取扱い	介護保険、高齢者福祉、障害者福祉、児童・母子福祉等	△		
30 社会福祉協議会の取扱い	1市2町の社会福祉協議会	△		
31 公営住宅関係の取扱い	市営住宅、町営住宅	△		
32 健康推進事業の取扱い	各種検診・健康推進事業等	△		
33 環境衛生関係事業の取扱い	環境保全、ごみ・し尿処理、火葬場、畜犬等	△		
34 生活排水処理事業の取扱い	下水道、農業・漁業集落排水、合併処理浄化槽等	△		
35 商工観光関係事業の取扱い	商工業、観光、企業誘致、消費生活等	△		
36 農林水産関係事業の取扱い	農政、畜産、耕地事業、林務、水産等	△		
37 建設関係事業の取扱い	道路、河川、国土調査事業等	△		
38 都市計画関係事業の取扱い	都市計画事業	△		
39 水道事業の取扱い	上水道、簡易水道等	△		
40 学校教育関係の取扱い	幼稚園、小中学校、学校給食等	△		
41 社会教育関係の取扱い	生涯学習、文化・スポーツ振興、公民館活動等	△		
42 地域間交流関係の取扱い	国際交流、姉妹市町村交流等			◎
43 交通関係の取扱い	交通対策	△		
44 病院（診療所）事業の取扱い	病院、診療所の運営	△		
45 その他事務事業の取扱い	その他上記に属さない事務事業			

ご質問・ご意見については!?

合併に関するご意見・ご質問がありましたら合併協議会事務局までお尋ね下さい。

松浦地域合併協議会事務局

松浦市志佐町里免365番地（松浦市役所 2階）
 TEL 0956-72-1111（松浦市役所代表）
 FAX 0956-72-4771
 ホームページ <http://www16.ocn.ne.jp/~m.gappei/>
 Eメール matsugappei@wine.ocn.ne.jp

